

協働のまちづくりプレーヤーハンドブック制作支援業務 仕様書

1 業務の主旨・目的

協働によるまちづくり基本条例の制定から10年が経過し、改めて協働によるまちづくり基本条例の理念や考え方などを分かりやすく伝えるとともに、市民活動を始めたい人や、何から始めたらいいのか悩んでいる人たちの活動を始めるきっかけや活動の助けとなる情報を提供ことを目的として、協働のまちづくりプレーヤーハンドブックを作成する。

本業務では、このハンドブックの制作に当たって、次の委託業務内容のとおり、ハンドブックの企画立案、現場取材の実施、ハンドブックの調製支援を行うものとする。

2 委託業務名

協働のまちづくりプレーヤーハンドブック制作支援業務

3 委託業務内容

(1) 企画立案の支援

本市の現状や協働によるまちづくりの効果やメリット等を踏まえ、ハンドブックの活用方法を検討し、製作のねらいについてアドバイスを行うこと。

また、ねらいの設定と併せて、ハンドブックを読んだ人が協働に興味を持ったり、行動に移したりすることができるよう、構成内容を検討し、ハンドブックのテーマや紹介する実践事例を選定する。

なお、テーマや事例の選定は廿日市市と協議して決定する。

(2) 現場での取組取材（3～4ヶ所）

協働事例を実践している対象者と対話を交えたヒアリングを実施する。

また、ヒアリングと併せて、参考となる協働の先進事例や協働の手法等の情報を対象者に紹介すること。

なお、取材の対象者及びヒアリング項目は廿日市市と協議して決定する。

ア 事業実施までのプロセス

イ 事例に関わっている人々の役割

(3) 取りまとめとハンドブックの調製支援

協働の先進事例や手法の紹介や取材した事例の執筆、ページレイアウト等の提案を行い、編集方法等についてのアドバイスを行うこと。

4 実施場所

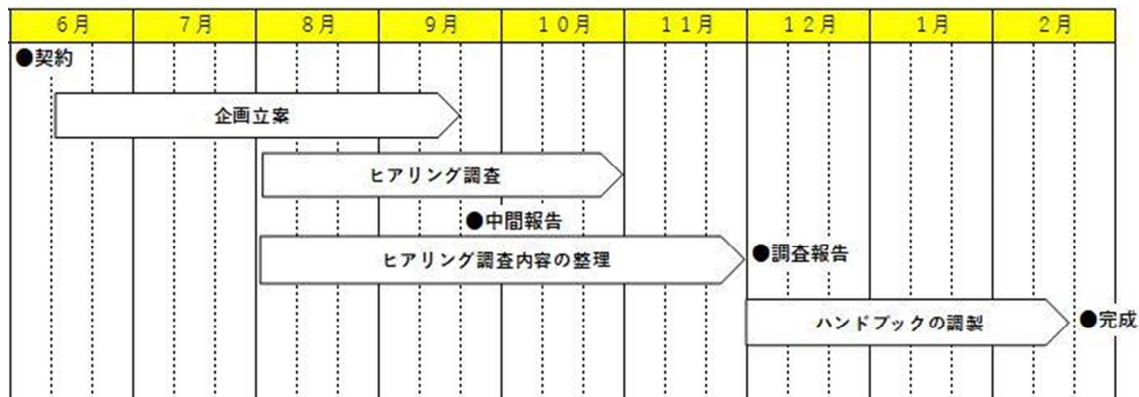
廿日市市内及び任意の市外各所

5 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

6 スケジュール

スケジュール（案）は、次の表のとおり。



7 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、廿日市市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年12月23日条例第37号)及び関係法令等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

8 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない（参加表明書によりあらかじめ提出された連携事業者を除く。）ただし、あらかじめ書面によりその旨を市に申請し承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

9 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

なお、いずれも書面1部と電子データ（DVD-R又はCD-Rに格納のこと。）を納品すること。

- (1) 業務報告書
- (2) 次年度に向けた企画書
- (3) 打ち合わせ議事録、取材記録、その他使用した資料

10 受託者の秘密保持義務

- (1) 受託者は、廿日市市から秘密と指定された事項及びこの契約に関して知り得た廿日市市の秘密を第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、当該秘密が次に掲げる情報に該当する場合は、この限りではない。

ア 業務契約に違反することなく、開示の時点で既に公知となった情報

イ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ウ 相手方からの情報によらず、独自に開発された情報

- (2) 受託者は、自己の業務従事者その他関係人について(1)の義務を遵守させるために必要な措置を講じるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に廿日市市の承諾を受けなければならない。
- (3) (2)の規定は、業務契約終了後も有効とし、これらの規定に違反した事実が判明した場合、廿日市市は受託者に対し、契約違約金を請求することができる。
- (4) 受託者の秘密保持義務の細則が特に必要な場合は、別途覚書でこれを定める。

11 留意事項等

- (1) 委託業務の実施に当たっては、廿日市市と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- (2) 業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、廿日市市に帰属するものとする。成果品は、廿日市市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、受託者は廿日市市と協議し、その指示に従うこと。